

川崎市立宮内中学校 いじめ防止基本方針

1. 令和8年度 学校運営計画

<かわさき教育プラン>

【基本理念】
夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く

【基本目標】
自主・自立：変化の激しい社会の中で、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓いていくことができるよう、将来に向けた社会的自立に必要な能力・態度を培うこと
共生・協働：個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かし、ともに支え、高めあえる社会をめざし、共生・協働の精神を育むこと

【学校教育目標】

- ・礼儀正しく気力のある人になろう
- ・明るく健康で努力を惜しまない人になろう
- ・誠意があって責任を果たす人になろう
- ・勤労を愛し仕事を真剣にする人になろう

【学校経営方針】

- 生徒の健全な成長を支援し、確かな学力と豊かな心を確実に育成する学校
- 地域に根ざし、保護者・教職員が一体となり、生徒に達成感や感動を与えられる学校

【学校教育目標達成のための具体的な目標】
学力や体力の向上を図りながら、生徒の主体性や生きる力を育てる

【長期経営目標】

確かな学力の定着と主体的に活動できる力の育成	思いやりのある豊かな心を育てる教育の推進	健康教育・安全教育の推進 教職員の働き方改革	保護者や地域社会との連携の推進
------------------------	----------------------	---------------------------	-----------------

【短期経営目標】

○各教科での基礎・基本の定着 ○学習習慣の確立 ○支援教育体制の充実 ○GIGAスクール構想の推進	○挨拶・服装・時間・清掃等の指導体制の充実 ○生徒理解に基づく、いじめ・不登校生徒への適切かつ丁寧な対応 ○道徳の授業を中心とした心の教育の推進	○健康教育・安全教育の充実 ○学校給食の実施による食育の推進 ○防災教育の推進 ○教育環境の整備 ○働き方改革の視点での業務改善	○家庭・地域と連携した教育活動の推進 ○学校評価の実施と公表及び評価を基にした改善
--	--	--	--

【重点課題】

<ul style="list-style-type: none"> * 授業改善とわかる・できる授業の実践、指導力向上に向けた研修の充実 * 支援を必要とする生徒への個別的指導の充実 * キャリア在り方生き方教育及び総合的な学習の時間の推進 * GIGA端末の活用による個別最適な学び、協働的な学びの推進 	<ul style="list-style-type: none"> * 生徒理解・教育相談活動の充実といじめ防止 * 支援会議や学習室等、不登校生徒への組織的取り組みと家庭・関係諸機関との連携 * 全員で取り組む特別支援教育 * 多様な考えを認める道徳教育・人権尊重教育の充実 * 挨拶・服装・時間・清掃指導の励行 	<ul style="list-style-type: none"> * 健康教育・安全教育の計画的実施 * アレルギー対応を含めた安全・安心な給食の実施 * 避難訓練・防災訓練等の実施と危機管理意識の向上 * 事故・けが・熱中症に対する細心の注意と対応 * 35人学級に向けた教育環境の整備 * 教職員が健康を保持できるように会議の精選等、業務改善の推進 	<ul style="list-style-type: none"> * 保護者会・地域教育会議の計画的な開催 * 職場体験学習・地域行事参加等による地域の教育力の活用 * HP、学校だより等を通じた広報活動の推進と保護者の学校行事等への積極的な参加の促進 * 地域やコミュニティスクールとの連携の推進
---	---	--	---

2. 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものではなく、いじめられている生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

3. いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4. 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は生徒理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切に授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある生徒を見逃さない仕組みづくり、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。生徒を一人の人間として尊重し、生徒の気持ちを理解し、生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につかせます。

④ 生徒の自浄力を育てます

生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている生徒や周りの生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合には状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報を共有します。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた生徒への支援

- もっとも信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン（登下校の方法など）を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかったことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解決するまで学校が主体性を発揮し、解決後も定期的に生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5. 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態とします。

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

① の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断します。

② の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。また、生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なおこの調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6. 令和8年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】（校務分掌に位置付ける）

校長、教頭、総括教諭、教務主任、
各学年主任、支援級主任、生徒指導担当、
支援コーディネーター、養護教諭、
スクールカウンセラー、
（スクールソーシャルワーカー）

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・（校長、生徒指導担当）
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・（生徒指導担当、教務主任、支援コーディネーター）
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導担当、教務主任）
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・（支援コーディネーター）
- ・道徳教育との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・（道徳教育担当、教務主任）
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導担当）

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導担当）
1年・・・・・・・・・・・・・・・・・・（学年主任） 2年・・・・・・・・・・・・・・・・・・（学年主任）
3年・・・・・・・・・・・・・・・・・・（学年主任）
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導担当）
- ・スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・（養護教諭、生徒指導担当）

【生徒・保護者・地域との連携】

- ・生徒会本部・生活委員会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・（特別活動指導部主任、生徒指導部）
- ・PTA校外委員会との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・（PTA校外委員担当）
- ・地域教育会議との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・（地域教育会議担当）

【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導担当、生徒指導部）
- ・児童相談所との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導担当、生徒指導部）

7. 令和8年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・生徒指導部会・職員会議等)
4	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針・重点目標の確認 ・構成員の確認・役割分担 ・年間指導計画確認 ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修 ・教育相談週間の実施 (第1回教育相談アンケート実施) ・かわさき共生*共育プログラムの取組について
5	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・教育相談アンケート集約について ・いじめ防止標語の募集 (生徒会本部・生活委員会)・ポスター制作
6	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・状況に応じた教育相談の結果を受けての対応 ・SNSの使い方講演会及び、いじめ防止講演会の実施 ・かわさき共生*共育プログラムと効果測定の結果の活用 <p>【生徒指導点検強化月間】の取組 (具体的な内容→生徒指導体制の整備・点検・確認)</p>
7	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・教育相談週間の実施 ・部活動顧問会との連携 ・夏休み期間中の対応確認
8	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・いじめの防止対策に関する研修会の開催 ・教育相談週間の実施
9	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第2回教育相談アンケート実施に向けた内容検討 ・教育相談アンケート集計について
10	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・前期の反省とまとめと後期の具体的な取組の確認
11	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・教育相談アンケート結果を受けての対応について
12	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認
1	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・第3回教育相談アンケート実施に向けた内容検討
2	<p>【学校体制振り返り月間】の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・教育相談アンケート結果を受けての対応について ・今年度の反省→学校評価への反映
3	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・来年度に向けての基本方針の見直しと次年度の計画

8. 本校のいじめ防止に向けた取組

「生徒理解」を根底におき、できるだけ多くの時間を生徒と共有することで、子どもの心を受け止められる感性を磨く。

(1) 児童・生徒の自主的な取組

[自主的な企画・運営]

- ・集会・生徒集会での呼びかけや人間関係づくりのレクリエーション
- ・自主的なあいさつ運動やクリーン活動

[交流活動の活性化]

- ・縦割り活動（体育祭時のブロック応援）
- ・職業体験活動における地域事業所訪問
- ・委員会活動（あいさつ運動）
- ・小中連携活動（中学校体験入学での交流）
- ・町内会・子ども会など地域行事での交流活動

[啓発活動]

- ・いじめ防止標語やポスターの作成

(2) 保護者の取組（PTA 活動）

- ・広報紙での呼びかけ

(3) 地域住民の取組

- ・地域での見守り活動
- ・地域教育会議への参加